

事務連絡  
令和2年1月22日

都道府県  
各 保健所設置市 衛生担当部（局） 御中  
特別区

厚生労働省医政局総務課

「医療施設に係るインフラ長寿命化計画（個別施設計画）策定のための手引」について

インフラ老朽化対策について、平成25年11月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）において、今後、老朽化が進行した公共施設等が一斉に更新時期を迎えることが見込まれる中で、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性が打ち出されました。

これを受け、厚生労働省では、所管又は管理する施設の維持管理等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするため、平成27年3月に「厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定しており、さらなる取組として、「インフラ老朽化対策の今後の取組について」（平成29年3月23日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議申合せ）により、令和2年度末までに「個別施設毎の長寿命化計画」（以下「個別施設計画」という。）の策定を推進することとしています。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において定められた「新経済・財政再生計画」にのっとり改革を着実に推進するため、個別政策ごとに進捗状況及び今後の取組の進め方等を取りまとめた「新経済・財政再生計画 改革工程表2018」（平成30年12月20日経済財政諮問会議決定）では、個別施設計画の策定率を2020年度末までに100%とすることを目標として掲げております。

一方、医療施設の「個別施設計画」については、毎年、策定状況を報告いただいているところですが、平成31年3月末日時点の調査によれば、21%と低調な状況にあります。これまで、策定状況の進捗が芳しくない理由として、計画の策定に当たるガイドラインのご要望があったところです。こうした状況を踏まえ、厚生労働省では、医療施設の長寿命化計画を策定する際の参考となる手引を作成しました。

地方公共団体におかれましては、本手引を活用しながら、速やかに個別施設計画の検討に着手するようお願いいたします。その上で、計画の策定を通じて中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進いただきますようお願いいたします。

このことについて、都道府県等におかれましては、貴管内の市区町村(指定都市、中核市を除く)に周知していただきますようお願いいたします。

なお、策定していない自治体におかれましては、個別に策定していない理由や、策定に向けた検討状況を伺うことを検討しておりますので御了知願います。

**別紙「医療施設におけるインフラ長寿命化計画（個別施設計画）策定のためのガイドライン」**